

平成 19 年 4 月 11 日（水）

全国サービス協会  
事務局**内閣府官民競争入札等監理委員会  
第 1 回徴収分科会ヒアリング用レジメ****I. 現行の債権管理回収業に関する特別措置法（サービス法）に基づくサービスの公的債権の回収**

現行サービス法では、サービスが債権管理回収業で受託できる公的債権は、都道府県・市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合が有する貸付債権のみ。

**II. 現行サービス法に基づくサービスの兼業業務**

サービスは、本業である債権の管理・回収業のほか、サービス法に基づき、法務大臣の個別の兼業承認を受けて行える兼業業務として、以下のような業務がある。

- ① 債権の調査（債務者現況調査）・債権回収計画の作成
- ② 債権償却疎明業務
- ③ アドバイザリー業務
- ④ 支払案内業務
- ⑤ 人材派遣業務 など

**III. 市場化テストのモデル事業・その他の公的債権に係る業務について**

現在サービスが行っている公的債権回収に関する業務として、以下の例がある。

- ・国民年金納付督促・収納業務【市場化テストに基づくもの】
- ・その他、一部地域で、税金債権の催告業務のために、サービス職員の派遣など【サービス法に基づく兼業業務】

**IV. 現行の市場化テスト法に基づく委託回収業務の問題点**

※サービス各社に対するアンケート調査で、指摘のあったものを列挙。

- ① 受託業務に係るインフラ（拠点・人材）コストに見合う収益実現の見込みが、なかなか厳しい。
- ② 市場化テスト案件は、ノンコア業務が中心で低額の見積り競争に傾斜しているため本格参入する魅力に乏しいのではないかと。
- ③ 固定手数料となっているが、コストに比べ収益性は少ないのが現状。
- ④ 納付書方式での入金の場合、入金確認までに時間がかかる。
- ⑤ 未納者（納税者、支払義務者）にとって、支払手段が少ない。
- ⑥ 未納者に対する対応が甘く、きちんと支払う人と比較して不公平感がある。
- ⑦ 新規受託には相応の設備投資を行うので、受託期間を複数年にしていきたい。
- ⑧ 徴税部署を除き、債権の回収に熱意を持つところは少ない。また民間から貸付を受けることが困

難な先に貸付先を限定されていることも多く、当初から回収困難が予想される先も多い。従って、サービサーを始めとし外部への委託を中心に考えた方が効率が上がると思料する。

- ⑨ 回収不能について明確な基準を定めて、貸倒れや債権の一部放棄を選択できるようにすべきである。債務者の再建にあたっては、他債権者との調整を図ることが重要であり、頑なに全額回収を主張するだけでは解決しない。
- ⑩ 債権別の金額、延滞状況、延滞解消状況の情報開示

## **V. 今後、市場化テスト法での開放が考えられる受託債権等**

※サービサー各社に対するアンケート調査で、指摘のあったものを列挙。

- ① 公的（国民）保険料、介護保険料
- ② 地方税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税などの税金徴収／公営住宅の賃料／公共料金（電気・ガス・水道料金など）／国公立の病院の診料
- ③ 公的機関の有する貸付金、各種使用料、奨学金（例えばサービサー会社のオフィスで業務遂行可能など）
- ④ 高度化資金などの法人向け貸付金（政府系金融機関再編後の制度融資）
- ⑤ NHK の視聴料
- ⑥ 公的機関の保有する保育料／給食費未払債権

## **VI. 市場化テスト法の受託担い手としてのサービサー**

- ① サービサーは、現行サービサー法のもと、取締役弁護士制度や厳しい行為規制等により、コンプライアンス遵守を十分に担保。サービサーの本業である債権管理回収業においては、一定の裁判上の請求については、弁護士遂行が法律上強制されている。
- ② 兼業として行う集金代行、事務代行の場合でも、サービサーが当該業務を行う場合には、「集金案内」「残金照会」などと表し、弁護士法に抵触しないよう、十分に留意している。
- ③ 今後将来的に、公共料金、税金、年金、国民健康保険料などが市場化テスト法の対象となり、官から民に委託される場合、徴収／収納／催告／請求など種々の業務が行われる可能性があるが、その業務を行うには、弁護士法との関係に十分留意する必要あり。その点、サービサーは、当該分野に関するコンプライアンス遵守の確保が期待できる。